○財務省告示第百号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	二億二千百九万円	二億二千七十五万三千九百四十六円
〃	第二回	八千五百万円	八千四百九十万四千八百二円
〃	第三回	一億九百九十五万円	一億九百八十一万八千六十円
〃	第四回	一億七百三万円	一億六百九十三万五千八百十四円
〃	第五回	九千三百二十二万円	九千三百十三万五百十二円
〃	第六回	一億五千七百二十六万円	一億五千七百九万六千四百五十二円
〃	第七回	三億七千四百四十九万円	三億七千三百八十六万五千百四十円
〃	第八回	九億八千九百七十六万円	九億八千八百一万八千四十二円
〃	第九回	千万円	九百九十七万七千二百十七円
〃	第十回	二千万円	千九百九十五万二千十一円
〃	第十一回	二百五十万円	二百四十九万五千四百二十七円
〃	第十二回	四千百七十万円	四千百六十三万九千三百三十四円
〃	第十三回	千三百三十万円	千三百二十八万六千二百三十八円
〃	第十四回	千二百万円	千百九十八万八千七百五十四円
〃	第十五回	千七百五十万円	千七百四十八万六千三十七円
〃	第十六回	一億三千万円	一億二千九百九十二万二千九百三十一円
〃	第十七回	六百七十万円	六百六十九万六千九百十七円
〃	第十八回	九百五十万円	九百四十九万六千六百四十四円
〃	第六回	五億八百五十五万円	四億九千九百三十五万五千四百三十二円
〃	第七回	十億六千六百九十五万円	十億四千百三十四万三千二百円
〃	第八回	八億七千五百十九万円	八億五千九百八万六千五百四円
〃	第九回	六億四千三百九十四万円	六億三千四百二十五万五千百六十四円
〃	第十回	三億九千六百八万円	三億九千九十四万六千八百二十四円
〃	第十一回	十億三千五十七万円	十億千四十五万三千三百四円
〃	第十二回	五億五千七百六十万円	五億四千八百七十六万七千六百三十二円
〃	第十三回	七億四千百十五万円	七億三千百六十六万三千二百八十円
〃	第十四回	四億三千七百七十九万円	四億三千二百八十一万六千七百二十円
〃	第十五回	九億五千七百七十九万円	九億四千五百二十二万三千八百四円
〃	第十六回	五億三百五万円	四億九千八百二十二万七百二十円
〃	第十七回	五億六千六百六十五万円	五億六千二百六十六万八百十二円
〃	第十八回	二千三百五十四万円	二千三百三十六万五千八百三円
〃	第十九回	三千二百四十万円	三千二百二十二万三千六百二十四円
〃	第二十回	二千五十万円	二千四十四万五千六百七円
〃	第二十一回	九百五十万円	九百四十六万八千九百六十六円
〃	第二十二回	五百万円	四百九十七万九千九百十三円